

津市告示第67号

騒音規制法（昭和43年法律第98号）第3条第1項の規定により、特定工場等において発生する騒音及び特定建設作業に伴って発生する騒音について規制する地域を次のように指定し、同条第3項の規定により告示し、平成24年4月1日から施行する。

平成24年3月30日

津市長 前 葉 泰 幸

規制する地域

本市の区域のうち、都市計画法（昭和43年法律第100号）第8条第1項第1号に掲げる第1種低層住居専用地域、第2種低層住居専用地域、第1種中高層住居専用地域、第2種中高層住居専用地域、第1種住居地域、第2種住居地域、準住居地域、近隣商業地域、商業地域、準工業地域及び工業地域並びに次の図に示す地域

「次の図」は省略し、津市環境部環境保全課及び各総合支所地域振興課に備え置いて縦覧に供する。